

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		行為の許可 新座市都市公園条例 第11条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。 (3) 業として写真又は映画を撮影すること。 (4) 興業を行うこと。 (5) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所その他参考となる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
所管部課係名		まちづくり未来部みどりと公園課公園係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	(1) 共通審査基準 次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 ① 申請する行為が条例で制限される行為であること。 ② 市が管理運営する公園であること。(マンションや団地内にある管理組合等が管理運営する公園は除く。) ③ 公園の種類、規模、利用の実態等に適合するものであること。 ④ 公園に隣接して居住する者に迷惑を掛けることがなく、公園利用者、地域住民等の理解が得られるものであること。 ⑤ 事故が発生するおそれがないこと。 ⑥ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがないこと。 ⑦ 公園施設を損傷し、又は汚損するおそれがないこと。 ⑧ 他の利用者の公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になる行為でないこと。 ⑩ その他市長が不相当と認めるものでないこと。 (2) 行為別審査基準 前項の共通審査基準のほか、各行為別の審査については、次のとおりです。 【第1号 行商、募金その他これらに類する行為を

		すること。】 ① 内容 ア 営利を主たる目的としない物品の販売イベント等（チャリティバザー等） イ 災害復旧、人道支援等に係る募金等 ② 個別要件 ア 市の主催若しくは共催又は市が賛同できる行為であること。 イ 公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。 ウ 物品の内容、種類及び価格が公園内での販売として不適当な内容でないこと。 エ 募金等は公共の福祉に反しないものであり、当該公園で実施しなければならない十分な必要性があり、他の利用者の公園利用に支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること。 【第２号 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。】 ① 内容 花火、キャンプファイヤー等 ② 個別要件 ア 市の主催若しくは共催又は市が賛同できる行為であること。 イ 公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。 ウ 火気の使用について、申請者の責任において準備、実施、後始末を行うこと。 【第３号 業として写真又は映画を撮影すること。】 ① 内容 ア 企業等のＣＭや映画撮影 イ 新聞、雑誌、テレビ、インターネット等での提供を目的とする撮影 ウ 販売を目的とした情報誌、広告用写真の各種撮影 エ 報道及び行政機関が行う広報を目的とする取材撮影 ② 個別要件 ア 他の利用者の公園利用に、支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること。 イ 公園のイメージを損なうような内容ではないこと。 ウ 開庁日の午前８時３０分から午後５時００分までとする。
--	--	--

		【第４号 興行を行うこと。】 ① 内容 営利を目的とした演劇、音楽会等 ② 個別要件 ア 公共の福祉の増進に寄与すると考えられる場合、公益性が高いと考えられる場合、その他市長が特に認める場合。 イ 公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性があること。 【第５号 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。】 ① 内容 ア 競技会、運動会、マラソン大会等 イ 展示会、イベント等 ウ 演説会、講演会その他これらに類する集会等 エ オリエンテーリング、ウォークラリー オ 地域の祭礼や盆踊り、防災訓練等 ② 個別要件 ア 当該公園で実施しなければならない十分な必要性があること。 イ 市の主催及び共催又は市が賛同できる行為であること。そのほか国、地方公共団体等及び当地方公共団体等及び当該公園の位置する周辺地域自治組織等が行うものであること。 ウ 集会は、当該公園の周辺住民への騒音に十分配慮していること。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成１１年７月１日設定（令和６年１２月２６日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 ７日
	設 定 等 年 月 日	平成１１年７月１日設定（平成 年 月 日最終変更）